○国家公安委員会規則第七号

道路交通法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号）の一部の施行及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百二十六号）の施行に伴い、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則及び運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年八月二十八日

国家公安委員会委員長　林　幹雄

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則及び運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部を改正する規則

（地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則の一部改正）

第一条　地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第百八条の二十九第二項第四号」を「第百八条の二十九第二項第五号」に改め、同条第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第五号中「第三号」を「第四号」に改める。

（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

第二条　運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「115」を「116」に、「）別表第二」を「）別表第一」に改める。

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年十月一日）から施行する。

告　示

○内閣府告示第三百四十一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十二条及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十二号（個人情報の保護に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の所掌に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

第一号の表を次のように改める。

警察庁	警察庁長官
金融庁	金融庁長官
消費者庁	消費者庁長官

附　則

この告示は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府告示第三百四十二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

別表国民生活局の項を削り、同表再就職等監視委員会事務局の項の次に次のように加える。

消費者委員会事務局	消費者委員会事務局長

附　則

この告示は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府告示第三百四十三号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

別表国民生活局の項を削り、同表再就職等監視委員会事務局の項の次に次のように加える。

消費者委員会事務局	消費者委員会事務局長

附　則

この告示は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

○内閣府告示第三百四十四号

災害対策基本法第二条第三号の規定により内閣総理大臣が指定する指定行政機関の件（平成十二年十二月十五日総理府告示第六十二号）の一部を次のように改正し、平成二十一年九月一日から施行する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎

「金融庁　消費者庁」を「金融庁　消費者庁」に改める。

○内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、財務省告示第一号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十四条第一項の規定に基づき、株式会社企業再生支援機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
厚生労働大臣　舛添　要一
経済産業大臣　二階　俊博

株式会社企業再生支援機構支援基準

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者（注）であって、債権放棄等の金融支援を受けて事業再生を図ろうとするものに対し、事業再生の支援を行うものである。機構は、事業再生計画の実施を通じた事業の再生が見込まれるものでない限り、再生支援をするものではない。

「過大な債務を負っている」については、収益力に比して過剰な債務を負っているため、債権放棄等の金融支援による事業再生が求められている状態をいう。

機構が支援決定及び買取決定を行うに当たっては、次に定める基準によることとする。なお、機構が支援決定を行うに当たっては、再生支援の申込みをした事業者（以下「申込事業者」という。）の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならず、また、地域の事業者の公正かつ自由な競争を阻害することがないようにするため、本基準に厳に従って中立かつ公正な立場からこれを行うものとする。

（注）　株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第1項各号に掲げる法人（以下「除外法人」という。）は除く。また、再生支援の申込み時に除外法人でないものの、その後、短期間に除外法人となることが見込まれる法人（支援申込み時に一時的に除外法人でなくなったものの、その後、短期間に再び除外法人となることが見込まれる法人を含む。）については、機構が再生支援をすることはできない。